清末巴縣鄕村部の徴稅請負と訴訟の關係

特に抬墊をめぐってー

はじめに

一 抬墊の諸相

(一) 官府の立場

)糧差・鄕約と納稅者の關係

一 抬墊をめぐる紛爭

(二) 糧差・鄕約と納税者の衝突 (二) (一) 糧差・鄕約と納税者の衝突 (一)

支拂い對象者をめぐる紛爭 ― 支拂い金額をめぐる紛争――

三 訴訟のもつ意味 (一) 訴訟の提起

(二) 納税者の反應

は じ め

K

清代の納稅方式は自封投櫃を原則としたが、それは納稅者が直接縣衙門に赴き、そこに設置された櫃に納稅するという

(徴税請負・納税代行) が廣汎に行われており、それによって徴稅の大きな

ものである。しかしその一方で、現實には包攬

小

野

達 哉

— 36 —

というのも

抬墊について言えば、

糧差・郷約は未納の滯納者からの取り立てに失敗すると、

その立て替え金の囘収を

事業の中で大きな比重を占めていたのであった。 部分が賄われていた。そして、 清末の巴縣においてはそれに加えて抬墊と呼ばれる納稅方式が存在し、 これもやはり徴稅

差・鄕約が比較のために縣衙門に召集されたときに、未納の稅の立て替え納付をさせられるというものであった。糧差 の一種であったと考えればよい。 鄕約は納稅受領證を受け取ると、 抬墊とは、 自封投櫃の納稅期閒が過ぎたために櫃を撤去した、つまりは同時に包攬による納稅代行も終了した後、 事實、これまでの研究でも、 直ちに郷里の納税者の許に向かい、立て替え金の囘収に當たったから、これも徴稅請負 抬墊は徴税請負の一形態として取り扱われてきたのであっ 糧

た。

墊の制度の概要や糧差・鄕約の關與の樣相が明らかにされてきた。なかでも B. W. Reed・史玉華兩氏の研究は、 案を主な史料として使用している點で、本稿で論じる內容とも共通する事柄が多く、密接な關わりを有するものである。 本稿はこれらの優れた研究から啓發を受けながらも、抬墊のあり方について全面的な檢討を加えるよりはむしろ、 從來、こうした抬墊の現象については、周健氏・Bradly W. Reed 氏・史玉華氏の研究の中で取り上げられており、

の關聯という角度に絞った檢討を行いたいと考えている。

料上 事業が如何に遂行されてい 集中することにしたのも、 は數量の上でも、「財經」「契稅」「其他」の分類の中に、八○件ほどの案件を見出しただけに止まっている。こうした史 ることのできたのは、すべてが巴縣の近郊農村を中心とする、 本稿で主に用いる史料は、 制約のために課題も限定されざるを得ない。本稿で論じるテーマを、 そのためである。 たのかを考える上で、一つのヒントを提供するものとなるのではない 巴縣檔案(同治朝)のマイクロフィルムであるが、 しかし、こうした訴訟行爲に着目することは、 訴訟のために殘された一件書類に限られている。 抬墊がなぜ訴訟と聯動したのかという問題に 現在までに筆者が抬墊の問題について見 徴税をはじめとする行政:

37

税業務を、私人閒の債權囘收訴訟に轉化してしまう形式であったと言われる通り、 求めて、 ように見えるケースが多い。しかし、筆者の關心に卽して言えば、こうした訴訟がもともと徴稅事業という行政上の要請 しばしば縣衙門に訴訟を起こしたことが知られているからである。それは本來、 通常の訴訟と同様の經過を辿っている 國家の業務として執行すべき徴

徴税事業とそれをめぐる紛爭の相互關係、さらにはそれが訴訟として提起されることの意味について、順次議論を進めて の實施に訴訟が聯動してゆく局面に卽して、 に由來したために、そこに獨自の特色を帶びさせた側面にこそ、注意を向ける必要があるように思われるのである。 そこで本稿では、訴訟を介した問題解決という觀點から、こうした課題に焦點を當ててみることにしたい。以下、 知縣・糧差と郷約・納稅者それぞれの動きを追求するのと併せて、そこから、

抬墊の諸相

(一) 官府の立場

なってようやく、税收不足を出さないために始まった所では、抬墊はむしろ新たに創始されたということになるが、(『) については地方志の中に、 てていた所では、抬墊は古くから存在したということになるし、その一方で邛崍縣のように、同治一二年(一八七三)に 四川省においても例えば蘆山縣のように、康熙時代の均役法以後、里長が未納の稅糧を代納した後で利息と併せて取り立 柄の性質上、 徴税請負はそもそも清律で禁止された不法行為であり、自封投櫃という當為に隱れた形で存在するものだったから、事 巴縣において抬墊の現象がいつどのように始まったのか、歷史的經緯を辿って明らかにすることは難しい。 そのような記述が一切見出せないのである。

このように、

抬墊の現象がいつ始まったのかについては、

州縣ごとにそれぞれ様相を異にしていたとしか言えないが、

差

關聯を離れては考えることができない。 (11) それがなぜ始まったのかという問題の方は却って、 知縣の當時置かれていた立場から見たとき、 どのケースも考成法との

敍 全額徴收を義務附けられ、 考成法とは官僚たちに對し、案件ごとに處理期限をそれぞれ定め、 (襃賞) (懲戒・處分)を課すことで、事務處理の完遂を促した規則である。そして、これに伴って知縣は稅額の 税収に不足を出した場合には、革職・降格を含む嚴しい處分に晒されることになったのである。 期限内にそれらを達成できたのか否かによって、

に煩わされずに、 もし抬墊を通じて未納の稅額をすべて、糧差・鄕約に立て替え拂いさせることができるなら、 任期を務め上げることが可能になるだろう。知縣にはそれが可能であれば、抬墊の導入へと傾く誘因が 知縣は稅收額完徵のノルマ

常にあったものと言ってよい。

ように述べている。
(3)
ついては、周詢が民國時代に入って著した筆記 知縣の自己意識の下にあっては、考成法と抬墊の關聯とはどのように捉えられていたのだろうか。この點に 『蜀海叢談』の中で、 清末までの四川省の典故・故事を囘顧しながら次の

される者の數が増えてしまい、その分だけ糧差に利得追求の機會を提供し、民衆の被害を増やしてしまうからである。 期限通りに稅を起送するのが困難となり、處分を免れることができないが、もし櫃の撤去が早過ぎれば、

地方官は下期の櫃の撤去時期について、最も斟酌しなければならない。というのも、もし櫃をいつまでも撤去しなけ

當時の知縣は、考成法で負わされた徴稅義務を達成できずに處分に遭う可能性と、抬墊のせいで納稅者の多くが糧差・鄕

題とされたのであった。こうして知縣は一方では、考成法で課された稅收額を確保して處分を避けるためにも、 櫃の納稅期間をいつ打ち切って、 約から誅求を受ける可能性とを、秤に掛けて衡量しなければならない立場にあるという認識だった。そのために ・郷約が立て替え納付した金錢を囘收できるように、支援を惜しまないことが要請されたであろう。 ⑸ 抬墊による立て替え拂いに移るのかという時期の按配こそ、 知縣が最も考慮を要する問 自封投

事實、

同治四年

39

(一八六五) 閏五月、巴縣知縣から各甲の鄕約に宛てて出された堂諭によれば

の と し た。 (i) 本月四日、 堂諭が各甲の郷約に出され、甲內に富裕者で抵抗して稅を納めない者がいたら、 名指しして呈稟させるも

墊のせいで過大な金錢の取り立てに走って、騷擾を引き起こすのを防止することも要請されたであろう。そのことは前 かであるが、その他にも例えば、同治三年(一八六四)の訴訟案件の中で、巴縣知縣の批示に、 の通り、 高額滯納者を縣へ訴え出るように、獎勵されることすらあったのである。しかし、知縣はもう一方では、 抬墊を實施するに當たっては、立て替え拂いを始める時期の按配に、最も考慮が拂われたとされる點からも明ら 糧差・郷約が抬

(節里一甲郷約の) 情狀は殊に憎むべきである。 張薫山はどうして銀四〇兩も强要し、初めて納稅證を引き渡すというのか。 稟狀の內容が事實であ

節里一甲郷約の張薫山が納稅者から、四○兩もの多額の金錢を强請り取ろうとした行爲を非難した文言が見られることか

逆に、糧差の行爲を不當として處罰しているケースをそれぞれ紹介しているが、 ⁽³⁾ 取り立てのやり過ぎが露見した折には抑えに囘るという、糧差・鄕約と納稅者雙方の均衡を取ろうとする姿勢を冀求して らもわかるだろう。つまりは、知縣は抬墊を行うに當たって、糧差・鄕約による金錢囘收を積極的に後押しする一方で、 認されるだろう。 と、このように捉え直すことができよう。この點については次章以下において、 いたことになる。B. W. Reed・史玉華兩氏は巴縣檔案の中から、知縣が糧差による利息徴收に肩入れしているケースや、 訴訟の具體的なケースに卽してさらに確 知縣の側の認識という觀點からまとめる

正稅 では、抬墊の現象はいつ頃から問題が顯在化したのであろうか。それはおそらく、 (稅糧 地丁銀と呼ばれる) のみならず、 津貼・捐輸をはじめとする附加税の課徴が始まり、 清末にかけての軍事危機を背景に、 徴税總額が急増する趨勢 (20)

の中からのことであったろう。

- 40 -

— 41 —

費目も加えれば、 多い縣では稅糧の六倍から七倍もの額が增徴されるまでになっていたのである。 の納付額は正税・津貼・捐輸の費目のみならず、夫馬 税糧は少額であったとしても、 で年聞六八萬兩餘に過ぎなかったものが、乾隆末年には白蓮教蜂起の鎭壓費として、 知の 咸豐末年には太平天國軍の侵攻に對する軍事費として捐輸銀が賦課され、これは少ない縣でも稅糧 通 ŋ 清初以來、 實に正稅額の七倍から九倍にも達していたと考えられるのである。 四川省は稅負擔のきわめて輕い省として知られており、 實際に支拂うべき税の總額は多額に上っており、 (驛站經費)・二費 (人命事件の檢屍・犯人逮捕・護送經費を賄う) 巴縣においても納税者は普通のケースで、 同治年閒(一八六二-一八七四)には、 正稅 津貼銀が賦課され税額が倍加された (稅糧・地丁銀 の 一 額も四 倍から二倍 Ш

かりとして、 につれ、 約と滯納者の閒に諍いが存在しても、あまり目立たないままで濟まされていたものが、 ここから抬墊をめぐる紛爭が顯著になってくるであろう。つまりは、それまでのように稅負擔が輕いうちは、 抬墊に伴う紛爭數も急增したものと考えられるのである。次節では、こうした紛争について檢討するための手掛 糧差・郷約や納稅者たちの動きに目を轉じ、 抬墊の行われた現場で兩者が如何なる關係にあったのかを探っ 税負擔の重壓が壓し掛かってくる ・鄕

(二) 糧差・郷約と納税者の關係

てみることにする。

村に分散して仕事に當たっていた。 役は領役-總役 たのが快役 清代の縣衙門には衙役と總稱される、 に分かれ輪番交代で勤務していたが、 (快班 一散役の各ランクに系統附けられた上で、三里六班 · 糧快 ・糧班とも呼ばれる)であり、 徭役の專業化した下役が存在したが、これらのうち催税業務を主な仕事としてい 領役 ・總役が縣衙門にあって差遣を待つ立場だったのに對し、 巴縣の衙役の種目の中では特に規模の大きいものであった。 (西城里・居義里・懐石里の三里ごとに、左・右兩班があ 散役のほうは郷

稱がそのまま用 村部はもともと西城里・居義里・懐石里の三里から編成されていたが、その後分割され、 いられており、 慈里・忠里・節里・孝里・廉里・仁里の十里が存在した。ただし、快役が所屬した班はもとの三里の名 西城里の班が直里・正里・祥里・智里・慈里を、 居義里の班が忠里・節里を、 同治時代には 懐石里の

が孝里・廉里・仁里をそれぞれ分擔していた。

5 差たちは各自が、例えば懐石里糧差の朱洪が「孝里全甲を承管した」というように、擔當地區が里一つ(すなわち一〇甲 甲一つに止まる者まで様々なケースが存在した。周知の通り、 に跨るほど廣域の者から、 ここで言う糧差とは史料の表記上、 一つの甲の催税業務に對し、糧差たちが數多く群がる恰好になっていたものと考えられる。 同じく懷石里散役の潘玉が「廉里七甲の條糧(稅糧)を承管した」というように、 催稅行爲を擔った快役たちの呼稱として、 快班が抱え込んでいた人員は膨大な數に上っていた筈だか 最も頻出する用語である。このような糧 擔當地區 が

た。これらのことは、どの甲の仕事にどれだけの人手を必要としたのかを表したものと言えるが、それは裏を返せば、どぽ (A)から四人で分擔するケースから、逆に、鄕約一人で二つあるいは四つの甲を兼務するケースまで、これまた樣々であっ人から四人で分擔するケースから(8) (8) になっていた。鄕約は一つの甲に一人置かれることが多かったとされるが、各甲の人戶の多寡によって、甲一つを鄕約二 ていたことを意味してもいるのである。 の甲の仕事から上がる收益でどれだけの者を養えるかという仕事の豐富さによって、糧差も鄕約も人員敷が自ずと決まっ

方の鄕約とは、

地元里甲の住民の中から選任された鄕村部の下役であり、糧差を支えて協同で催稅業務に當たること

42

抬墊に伴う金錢の取り立てにおいても、 請け負う存在であったと言ってよい。 このように抬墊の現象から見たとき、糧差も鄕約も各自が收益を上げる手段として、稅糧催收をはじめする公課負擔を - 郷約の熊 三泰 ・陳治順は、 立て替え納付をさせられた稅目が、 彼ら糧差・郷約は仕事柄、 それらが活用されることになったであろう。 縣衙門や地元社會雙方に廣汎な手蔓を持っていたから 實は縣衙門の胥吏の行った稅糧の飛灑 例えば、 同治六年 (一八六七)、 里

て、

抬墊をめぐって紛爭が起こっても、

訴訟を起こしたのは壓倒的に糧差・鄕約の側であり、

・郷約の方を後押ししているのは、

自明と見えることであった。 逆に、

したが

納税者の方が訴訟に

抬墊について言えば、

縣衙門が糧差

によるものだったと主張して、彼らとの間で交渉に臨むことになったが、

そこで、蟻ら の王曙亭・張益瑞が惡巧みをして、グルになって蟻らの□兩を騙し取る行爲に遭ったために、蟻らは里甲總役の欽洪 の許に投じ、彼らを呼び出し集まって、 (熊三泰・陳治順の自稱) は、立て替え拂いをした項目を囘収しようとした。害せられて、房書 道理をもって解決しようとした。

村部で金錢囘收を行っていた際には、同じくこの二人の鄕約熊三泰・陳治順は、 このときは縣衙門の總役を仲裁役に賴って、 調停の場へ持ち込むことができたのであったし、その一方で、 地元の團練へ話を持ち込むことで、 節里九甲の

に當たることを依頼していたのであった。

理をもって要求した。 納税證を審呈する。蟻は次いで四方に手を盡くして調査し、ようやく各戶の實名を確かめ得たので、團練に投じて道 害せられて蟻 (熊三泰・陳治順の自稱) は催促を受け、迫られてどうしようもなく、抬墊して銀雨を支拂った。

は、縣衙門に召喚することを命じるという過程を、通常の場合はその後辿ることになった。これがもし私人閒の債權囘收は、縣衙門に召喚することを命じるという過程を、通常の場合はその後辿ることになった。 糧差・郷約は金錢の取り立てが捗らないと、 は雲泥の差である 訴訟ならば 糧差・鄕約から起こされると、 きたからでもあった。こうした訴訟の行爲も同様に、調停や仲裁の行爲の延長線上に位置附けられるものだろう。 ® ていることが、 知縣は批示の中で、當事者どうし交渉するように促すだけに止まり、なかなか受理しようとしなかったのと 納税證から明證できる事實だったからだし、また前記の通り、 縣衙門からは取り立てのために差役を派遣し、 しばしば縣に訴訟を起こしたが、それは糧差・鄕約が稅の立て替え納付をし 納税者がそれでも支拂いに應じないときに そもそも縣衙門から彼らへの後援を期待で

踏み切るケースは極めて稀であったと言ってよい。

には、 たと考えた場合には、 て替え納付をされた納稅者の中には思いの外、富裕者が多く含まれていた點は注意を要する。彼らもまた權利が侵害され 請負の對象とされたのは、 しかし、 縣への訴訟や地元の仲裁の場に、 納稅者の側も自己に正當性があると考えた場合には、 縣衙門や地元社會で培った關係性を自己利益のために活用できる立場にあったから、そうした場合 納税額の少ない貧者であったと考えられがちであるが、 問題を持ち込もうとする强い動機が働いたものと考えられるのである。 訴訟に打って出ることも辭さなかった。一般的に、 巴縣檔案中の史料を見る限 稅の立

では巴縣檔案に據りながら、 では、 糧差 郷約と納税者の間に紛糾が起こったとき、抬墊の仕組みのうち何が主な爭點となったのであろうか。 紛争となったケースの具體的な検討に移りたい。 次章

抬墊をめぐる紛爭

糧差 郷約と納税者の衝突(一) 支拂い金額をめぐる紛爭

ちに納税票を持って下郷し、 税額は、 うした税目は (人命事件の檢屍・犯人逮捕・護送經費を賄う費目)などにも及んだから、假に正稅自體は少額であっても、實際に支拂うべき 前 記の通り、 納稅總額でいうと、 正 糧差・鄕約はそれぞれが擔當する各甲について、分擔して未納の稅額を立て替え納付させられていた。こ 稅銀 (稅糧·地丁銀) 未納の納稅者から立て替え金の囘收に當たったが、それがしばしば糧差・鄕約と納稅者の閒 正税の七倍から九倍という多額に上ることになったのである。 のみならず、 捐輸銀·津貼銀 (ともに地丁銀の附加稅)・夫馬銀 彼らは税目の抬墊をすると直 (驛站經費)・三費銀

でトラブルの元になっていた。 訴訟沙汰に及んだ爭いを提示されているが、こうした抬墊から生じた

W. Reed 氏は巴縣檔案の一件書類の中から、

きるように思われる。もちろん訴訟案卷の中では、紛爭の原因を書かない方が壓倒的多數なのだが、そのようなケースで トラブルは主に、納稅者がいくら金額を支拂うべきかという問題と、誰が金額を支拂うべきかという問題の二つに大別で 紛糾を構成する要素としてこの二つの問題が潜在していたと、筆者には考えられるのである。

しておきたい。ここではまず糧差・鄕約が納稅者に對し、過大な支拂いを要求したために紛爭となったケースから見てゆ 本章では巴縣檔案の實例をもとに、以下、抬墊に絡んでどのような紛爭が發生し、訴訟へと聯動していったのかを檢討

[事例1:『巴縣檔案(同治朝)』 No. 863]

くことにしよう。

付されていたことを知ったのであった。 仕事で成都に出張して歸着が遅れている閒に、鄕約の陳壽山によって、その納稅額一四兩六錢二分を、抬墊で立て替え納 45 禮房吏書(胥吏頭) の金煥章は長年にわたり、隣戚の李王氏の稅糧を包攬(納稅代行)してきたが、同治六年(一八六七)、

で欲心を募らせ、四○兩もの金額を强請してきたのである。〔④〕 は李王氏と一緒にさらに路費として五○○○文を支拂おうとしたが、一體どうしたことか、陳壽山はこれに附け込ん 月利三パーセント分を上乘せして支拂うことを認めたが、(郷約の陳)壽山は承知しなかった。周圍の勸めにより、書 書(金煥章の自稱)は直ちに仲介人を立てて、納付できなかった事情を説明し、抬墊のこれまでの慣例に照らして、

費錢を五○○○文(銀三兩から四兩程度に相當する)上乘せする所まで讓步したが、またも鄕約の拒否に遭い、四○兩もの 始め金煥章と李王氏は、月利三パーセント分を上乘せした金額を拂おうとしたが、鄕約の陳壽山に拒否されたために、路

金煥章が金額をいくら支拂うべきか清算がなされると、それにもとづいて、三パーセントの利息分(八銭八分)を上乘せ巨額の支拂いを要求されたために、ついに訴訟に踏み切ったのであった。その後、知縣の批示により巴縣戶房において、

した一五

兩五錢の返還が命じられたところで、この案件は途切れて終わってい

るのが

がわかる。 (43)

[事例2:『巴縣檔案(同治朝)』No. 14554]

もよいと申し出たにもかかわらず、鄕約が受け取りを拒んだために、これもまた訴訟にまでエスカレートしたのであった。 ていた。ところが、郷約の張薰山は四八兩もの多額の支拂いを要求し、張德祥らの方は仲裁者を立てて、七兩なら拂って 甲鄕約の張薰山によって、 張徳祥らの親族は、 蟻ら(張德祥らの自稱)は、兄弟と甥が四つの房に屬し、長年にわたり分居してきた。祖先傳來の田業について、每 縣の臺帳に張四合という名義で稅糧三錢七分と土地登記していたが、同治三年(一八六五)、節里一 全部で三兩餘りの納稅總額を抬墊されてしまった。彼らは當初その支拂いに應じるつもりにし

月中に、 していたことによる。今年八月に蟻らが歸宅し稅糧を納めようとしたところ、思いがけず、 年納めるべき糧銀三錢七分は、蟻らは共に張四合の名義で閒違いなく上納してきた。事の起こりは蟻らが商賣で外出 なおも銀四○餘兩を强要し續け、納稅證を押さえたまま返そうとしない。 (4) 蟻らは支拂いを認めた。ところが彼は蟻らに銀四八兩もの支拂いを强要して、始めて蟻らに納稅證を返還すると 蟻らはどうしようもなく、周天成・李瑞興らに求めて、彼に銀七兩を返還することを承認した。張薰山は從わ 蟻らの糧銀が抬墊されてしまっていた。蟻らは道理をもって說いた。張薰山は三兩餘を抬墊したと稱したの 郷約の張薰山によって七

46

巴縣知縣は批の中で、張德祥らの七兩の支拂いを承認した上で、張薰山の行爲を不當と見做し、さらに、張德祥らに巴縣 にこの後も訴訟を繰り返し、 戸房へ七兩を預けさせ、 金額を倍加して支拂えば十分な筈という感覺を抱いていたように思われる。ただし、張薰山の方は受領に應じず 張薫山を呼び出してこれを受け取らせることにも同意している。ここでは納稅者の張德祥も知縣 張徳祥らの訴えを取り消すように求め續けたために、結審を見ないまま案件はそこで終わ

囘っている必要があったからである。さらに現實には、 (^(*) 大抵の場合に、 が、實際に納稅者が支拂いを要求された金額が、この額內に納まることは到底あり得なかった。それはまず糧差・(%) らでもある。 納税者たちから囘收不能分も豫め上乘せした金額を徵收しておかないと、糧差・鄕約に損失が出てしまう恐れがあったか ・鄕約が鄕里で立て替え金を囘收するに當たっては、 錢鋪から借金して抬墊をしていたので、彼らが納稅者から囘收する金額は、 未納の納稅者全員から立て替え金を囘收するのは不可能なので、 月利三パーセントの利息を取ることが正式に認められ 錢鋪に返濟する元利金を上 ってい た

るし、[事例2]の張徳祥らのケースでは、七兩と倍加した支拂いとなって現れたのである。 來上がっていたものと考えられる。それが[事例1]の金煥章のケースでは、五〇〇〇文の上乘せとなって現れたのであ であろう。 は、支拂い金額がなるべく月利三パーセントの水準に納まるように抵抗したり、交渉の場に持ち込もうとしたりしたこと これらがまとめて往復の路費を含む手敷料込みで、 抬墊が廣汎に普及していたとすれば、そこには自ずと、抬墊で支拂う場合の金額の相場感が、 未納の納稅者に請求されることになったが、その一方で納稅者の ある程度まで出 側

である。 らのケースはどちらも、 補填のために、 らなかった。 ところが [事例1] [事例2] ともに、郷約の陳壽山 それが史料上しばしば 糧差・郷約は豫め手敷料を上乘せした金額を請求するものだが、そのときには錢鋪への返濟・ 納稅者のうち取れそうな所から多額の金錢を、 金煥章・李王氏や張德祥らが富裕なのに附け入って、鄕約が巨額の金錢囘收を企てたというものいうち取れそうな所から多額の金錢を、取れるだけ取ろうとする誘因もまた働いたであろう。これ 「抬墊では一○倍もの金額が誅求された」と言われる悪弊の實態なのであった。 ・張薰山はどちらも、 四〇兩を超える巨額の支拂いを要求して讓 囘收不能分の

あった。 ここからは糧差・鄕約と納稅者閒の鬩ぎ合いの焦點がどこにあったのかを認めることができよう。 抬墊で支拂う金額の相場感といっても、 糧差・郷約と納税者雙方の交渉の中から形成されてくるもので

糧差・郷約と納税者の衝突(二) 支拂い對象者をめぐる紛爭

有者のまま改めないでいるケースも多かったのである。(st) は多かったし、それどころか賣買を通じて、土地の所有權が他者に移轉しているにもかかわらず、 子孫の代になり旣に土地が相續されているにもかかわらず、 たが、それは縣の臺帳にそもそも不備があり、臺帳上の記載と實際との乖離が大きかったのを背景としていた。そもそも、 郷約が郷里において、 誰を相手に立て替え金の支拂いを要求するのかについても、 縣の臺帳に登記された名義は父祖の代のまま改めないケース しばしばトラブルの元になっ 臺帳上の名義は元の所

なっており、いきおい糧差・郷約が誰彼構わず關係者の許に押し掛けて、紛爭を引き起こすケースが跡を絕たなかったの^(g) である。次に本節では、誰が立て替え金を支拂うのかをめぐって、紛糾が生じたケースを見てゆくことにしよう。 そのために、糧差・鄕約が納稅證を手にしていても、鄕里の誰に支拂いを請求したらよいのかが極めて錯綜した問題と

[事例3:『巴縣檔案(同治朝)』 No. 14563]

郷約の宋永興を相手に訴訟を起こしたのであった (ここでは、檔案の表紙が原告名を「職員黄授書」としているのに従った)。 未だに解決を見ないままでいた。にもかかわらず、郷約の宋永興が、土地名義の變更 授書はこれまでも土地名義の變更を求め縣に訴訟を起こしたり、仲介人を立てて方秉愼を說得しようとしたりしてきたが を起こしたが、それは黄授書から土地を購入した方秉愼が、土地名義の變更を縣衙門に屆け出ていないためであった。黃 同治三年 (一八六四)、職員の黄授書の許に、 催促という務めを怠って、自分の所へ請求に來たのに驚愕し、 直里一甲郷約の宋永興が抬墊の金額を支拂わせようと押し掛けてきて騒ぎ 仲介人の何增鎰・現所有者の方秉愼を併せて被告とし、 (撥册) とそれにもとづく納税 知

縣の批示は次の通りであった。

であったことが知られるのである。

の通りに報告させるものとする。もしこれに從わなければ……。 (8) れる。しばらく差役を簽差して調査させた上で、臺帳 は行くべき所がなく、それで該職(黄授書)に向かって支拂いを催促し……。稟狀には恐らく隱蔽があるように思わ 汝の田業を購入した。どうして……。元の仲介人何增鎰はどうして隱れて務めを果たさないのか。……郷約の宋永興 (の書き換え)と納稅を完了させるものとし、もう一方で實情

の變更と稅糧の完納が命じられていることがわかる。 この部分と召喚狀が殘存しているだけなので、その後どういう顛末を辿ったかは不明としなければならないが、 支拂いの催促に押し掛けて來たという見解を示した上で、差役を派遣して調査に當たらせることにしている。 巴縣知縣はこの批示の中で、直里一甲鄕約の宋永興は、誰が請求すべき相手なのかわからなかったために、 黄授書の許 土地名義 案件はこ

[事例4:『巴縣檔案(同治朝)』 No. 14638]

こで早速、文奎は鄧玉順の所へ催促に出向いたが、(3) て抬墊し、その子徐文鍾・徐鄭氏の兩名に支拂いを要求したところ、佃戸の鄧玉順から納付させるという囘答を得た。そ 同治八年(一八六九)、廉里八甲糧差の文奎は、徐二志の名義で臺帳に登記されていた、稅糧・捐輸などの稅目をまとめ

れないばかりか、大膽かつ凶惡にも、役に摑みかかり地面に轉倒させたのである。 役(文奎の自稱)は直ちに (佃戶の鄧) 玉順の許で、道理をもって問い合わせたが、(鄧玉順は) 言を左右にして聞き入

らをまとめて被告として、 暴力を振るってこれを追い返したために、廉里八甲糧差の文奎は縣衙門へ訴訟狀の提出に及び、 しかし、 一方の鄧玉順とすれば、借地しているに過ぎない佃戸が、 訴えを起こしたのであった。ここからは抬墊の立て替え金囘收の對象が、 納税を强いられる謂われはないと考えたのであろう。 徐文鍾・徐鄭氏 佃戶に及ぶケースま

なっていたであろう。おそらくはそこに、 あらゆる關係者が金錢の取り立ての對象とされたことが知られるのである。 これらのケースを見ると、 金錢の囘收さえできればよいのであって、誰から支拂いを受けるのに正當性があるかという問題は、 [事例4] 否定できない事實として存在したと考えられるのである。 の糧差文奎のケースでは、 [事例3] の 郷約宋永興のケースでは、 金錢の囘收が容易そうな所に押し掛けてゆき、支拂いを强請した面のあったこ 佃戶の鄧玉順の許へ押し掛けていたりと、 前の土地所有者である黄授書の許へ押し掛けてい そもそも糧差・郷約の置かれた立場からすれ 抬墊の立て替え金囘収の現場では むしろ二の次と

掛けた面と、 それ自體に紛爭を起こす要素が孕まれており、 糧差・鄕約による金錢の取れそうな所なら誰でも、取れるだけ取り立てようとする行爲へと容易に轉化したのである。そ 得なかったという情狀も加味されたのだから尙更である。 地名義が變更されないままでいる不備のせいで、糧差・鄕約は勢いあらゆる關係者の許に支拂いを求め、 このように抬墊については、 そして、それが縣臺帳の不備をはじめとする制度の缺陷によって助長された。 納税者の方もこれに伴う問題を、訴訟や交渉の場へと持ち込もうとしていたのであった。つまりは、 制度の不備からあらゆる關係者の所に赴かざるを得なかった面とは、 納税者がいくら金額を支拂うべきかという問題や、 トラブルを大きくエスカレートさせたのだと言えよう。次章ではいよいよ、 糧差・郷約が、 關係者のうち金錢の囘收が最も容易な所へ押し 土地の相續や轉賣が繰り返されても、 誰が金額を支拂うべきかという問題が、 相互に分かち難く結び附いていた。 押し掛けざるを 抬墊の仕組 土 み

50

こうした紛爭が訴訟へと聯動してゆく局面を追求してゆくことにしたい。

Ξ

訴訟の提起

なった。このうち特に注意を要するのは、こうして訴訟を起こすことが、抬墊の一聯の過程と關聯附けたときに、 囘收に當たる過程ではしばしば、 糧差は郷里に下った後、 郷約とともに未納の納稅者の許へ金錢の取り立てに赴くことになるが、 **團練や近隣に依頼して調停の場に持ち込んだり、縣衙門へ訴訟を起こしたりすることに** 前記の通り、 その金錢

る意味を持っていたのかという問題である。

果を上げていたように思われる。というのも、 なければ、 抬墊のために訴訟が起こされると大抵の場合、 抬墊の立て替え拂い金の取り立てが、着實に進んでいったものと考えられるからである。 縣衙門に召喚するとの命令が發せられるのが、普通のケースであった。このことは現實に金錢囘收の上でも效 糧差・鄕約による訴訟の提起と、縣衙門からの差役の派遣を繰り返す過程 縣から差役を派遣して取り立てに當たらせ、もし納稅者が支拂いに應じ

[事例5:『巴縣檔案(同治朝)』No. 14533]

下の滯納者二〇名が返還しないと縣衙門に訴訟を起こしたが、このとき巴縣知縣から、(8) 同治二年(一八六三)二月九日、仁里一〇甲鄕約の盧大統は、抬墊で立て替え金を納付したにもかかわらず、 張大順以

差役を遣って召喚し、訊問の上で返還させるのを待て。(፡ミ)

納税者を再度縣衙門に訴えたが、このときにも巴縣知縣からやはり、という批示を獲得している。その後、同治二年(一八六三)五月二〇 (一八六三) 五月二〇日になって盧大統は、 なお支拂いに應じない未納の

437

との批示を獲得しているが、このときの訴訟相手の數は九名に減っていた。すなわち、ここでは同治二年(一八六三)二 差役を遣って催促して納付させるのを待て。もし違反すれば衙門に聯行し、 訊問した上で返還させる。 (65)

月から五月の三か月の閒に、 差役の派遣とそれによる催促を通じて、 未納の納稅者二〇名のうち半數を超える一一名から、

未囘收金の取り立てに成功していたことがわかるのである。

[事例 6:『巴縣檔案(同治朝)』 No. 14618]

これと同様のケースは、 同治九年(一八七〇)二月二八日、 巴縣檔案の他史料の中にも存在し、 正里四・八甲鄕約の朋懷兼・甲差の楊福が聯名で、彼らが抬墊をした金額の支拂 例えば、次のような實例を見出すことができる。

に應じようとしない、許正順・史仕品以下三三名の滯納者を縣衙門へ訴え出たが、(®)

の上で返還させる。 差役を遣って催促して納付させるのを待て。もしそれでも齒向かって延引したら、 縣衙門へ報告を行い、 さらに喚問 52

なっており、その數は三分の二まで減少していたのであった。また、このときにも巴縣知縣から「差役を遣って召喚し、(®) なって、なおも支拂いに應じない滯納者に對し、朋懷兼・楊福が再び訴訟を起こしたときには、訴えた相手は二三人に

との批示を得て、差役の派遣命令が實行に移されたことがわかる。そして、それが同治九年(一八七○)四月一八日に

訊問の上で返還させるのを待て(候簽喚訊追)」という批示が出て、立て替え金囘收の努力が續けられたのが知られる。

に打って出た場合でも、 以上、こうしたケースからわかるのは、 金錢の取り立てに成功しているという事實である。 その水面下では未納の納稅者との閒に、 糧差・郷約が訴訟を起こした結果として、滞納者のうち三分の一ない そして、 それが成功を收めたのは、 交渉の場がもたれていたからと考えてよいのではないか。 おそらくは糧差 鄉約 し半數か

[事例3]において確認した通りである。

されてきたのを最大限の壓力に用いることで、事は仲裁の場においても、 訴訟と並行して調停が始まるのは普通のことである。つまり、 糧差・郷約は納税者との交渉に際して、 糧差・郷約の方に有利に傾くことになったので 差役がで 現

あろう。じっさい [事例5] [事例6] どちらのケースも (滯納者)を探し出し、 の錢を返還させて、

證の引き渡しをした。 差役にしかと命じて訪ね當てさせ、 張大順ら 約 (郷約盧大統の自稱)

(郷約朋懐兼の自稱) 張順興・ 劉爾益ら は、 甲差 は簽票の通りに完納した。 (楊福) と協同で鄕里に出向き、 簽票 (差役の派遣命令)をもとに催促をした。 許正

順

(滯納者)

との交渉につながる契機ともなって、 金の囘收まで含めた業務が促進されていた面を指摘することができよう。すなわち、ここでは訴訟の行爲は徴稅事業と一 ばならない。そして、本稿のように訴訟の行爲を徴稅事業の一環と捉える立場から言えば、訴訟を介して、立て替え納付 訴訟とそれに伴う差役の派遣に實效性があったことが確認できるのである。ここでは訴訟を起こすことが、 問題解決に向けて事態を動かす推進力として作用した點に、まず注意を向けなけれ 未納の納

— 53

納税者の反應

體化し、

その業務遂行の過程に内包されるものとなっていたのである。

彼ら納稅者たちが抬墊のトラブルに卷き込まれたのに驚愕して、それを機に、 いは縣に訴訟を起こして反訴したりと、それぞれ正當性を主張するケースは、 税者も無論のこと、ただ糧差・鄕約から一方的に訴訟を起こされるだけの受け身の立場に終始した譯ではなかった。 彼らも自らに正當性があると考えた場合には、訴訟に打って出るケースのあったことは、 しばしば見られたところであった。このよ 事を仲裁の場に持ち込もうとしたり、 既に [事例1] [事例2]

[事例7:『巴縣檔案 (同治朝)』 No. 14592

瞿和順の祖輩は、

訴

いくつかの事例を取り上げてみることにしたい。

てきていた。 九)に、そのうち條糧一錢一分の土地を禹王廟に喜捨したが、それは養子になって家を出た(抱出)叔父陳興隆に占據さ ることになっていた。ところが、陳興隆と廟の會衆たちが土地の名義變更を長年怠って、瞿和順に代納の負擔を押し附け れるところとなった。そこで本來なら稅糧は全部で六分であり、そのうち二分を親族に割り當て、 瞿和順が四分を上納す

縣の臺帳に瞿國賢という名義で、條糧一錢七分の土地を登記していた。道光年閒 (一八二一-一八四

54

集め道理をもって掛け合ったものの、彼らは多人數を恃みにして、これに應えずに退けられてしまい、埒が明かな かった。去年 ここに被害は三年に渡った上に、蟻 瞿和順の方から縣衙門に訴訟を起こし、 (同治六年) また訴訟があり、 (同治五年)、甲差の楊超が (瞿和順の自稱)が稅金を廟の會衆に手交したところ、着服され納付がなされな (抬墊のために)訴訟を起こし召喚命令が出たのに驚愕し、廟の會衆たちを 召喚の纍に煩わされて、 陳興隆・廟の會衆たちも一緒に縣に召喚して、 これまでに多額の金錢を費消させられ 土地名義の書き換えを命

ように命じたに止まっており、 土地名義を變更しなかったのか疑問を呈すると共に、 じてほしい旨を訴えて來たのである。これに對する巴縣知縣の批示は、禹王廟に土地を喜捨したならば、 彼らの召喚までは不要とするものあった。 廟の會衆との交渉を經た上で、土地名義の變更と納稅とを行わせる 何故そのときに

[事例8:『巴縣檔案 (同治朝)』 NO. 14593

まった。同治六年(一八六七)になって、郷約が催促しても、 ていた。 なかった。 李坤山らは陸續として土地を一三の地片に分割し、汪德順に賣却したにもかかわらず、汪德順は購入後、 同治五年 李坤山は汪徳順のせいで、長年に渡って納税させられる被害に遭っており、汪徳順はそのことを慣れっこに (一八六六)、鄕約の顏恒發が催促しても、汪德順は納稅に應じようとせず、鄕約により抬墊をされてし 汪徳順は奸智を巡らせて納税せず、結果として郷約の顔恒

發が、 臺帳にある李氏を被告として訴訟を起こしたために、 李坤山が差役の派遣を受けて召喚されることになってしまっ 55

衙門に召喚した上で、契紙にもとづいて土地名義の變更と納稅義務者の確定を求めることになった。なお、このときには何 汪徳順も一緒に召喚するように命じる、 李坤山はこれに驚愕し、 團練の調停の場に持ち込んでも埒が明かなかったので、自らも縣に訴訟を起こし、 巴縣知縣の批示が出されていることが知られる。

問題解決には至らずに目的が達せられなかったために、結局は反訴にまで及んだケースであった。瞿和順も李坤山もここ [事例7] [事例8] はどちらも、 る主眼が、 今後トラブルに巻き込まれるのを防止するために、 關係者の話し合いの場に持ち込んでも、 訴訟を梃子にして土地名義の變更を行わせ、 **團練による調停の場に持ち込んでも**

納税義務者を確定させることにあったという點で、[事例3]とも同軌の現象だったのである。そして、それも糧差

・鄕

の推進という結果を期待した行爲なのであった。

442 約が訴訟を介して立替え金の囘収を目指したケースと同様に、 縣の訴訟の場へ持ち込むことを通じて、 行政上の事務處理

上の問題である事柄が、民事訴訟と同様な訴訟に容易に轉化したという點については旣に指摘がある。しかし、そこにはつまりは、ここでも訴訟行為が行政上の處理過程と聯動していた。このような徴税のケースを例に取り、本來なら行政 に及ぶまで、 訴訟の對象は行政の事柄も含むものとなった筈なのである。このように見てくると訴訟とは思いの外、行政事務遂行の面⁽⁸⁾ 事上・刑事上の問題に限られた譯ではなかったし、もしそうした冤抑の原因が行政上の怠慢に據るのであったとすれば、 うに被告の召喚を要請しない、一般的な請願書においても廣く使用された文書樣式である。 (空) 抑の狀態からの救濟を願い出た、廣い意味での請願の行為に他ならなかった。したがって、訴訟のカバーする範圍は、民 裏を返して言えば、訴訟を介して行政上の業務を處理し、問題解決を希求した面のあったことを表してもいるのである。 單なる民事上の權利囘復の主張に止まらない、行政事業の促進という意味も含まれていたのである。そして、このことは 般的に訴訟のときには、 廣汎な範圍をカバーしていたことがわかってくるだろう。ここでは納稅者の行爲においても、 稟狀が訴訟狀として用いられるケースが多い。「稟」とは請願の行爲を意味し、訴訟狀のよ 訴訟とはそのような點で、 徴税事業と訴 冤

56

お わ

訟が一體化する側面を持っていたのであった。

果をまとめると共に、 は巴縣檔案 訴訟と聯動してゆく過程に焦點を當てて檢討を加えることになった。以下、これまでの檢討から得られた結 (同治朝) 今後の課題を示し本稿の結びに代えることにしたい。 に残された史料のうち、 筆者がこれまでに見出してきた一件書類に據ったために、

抬墊においては、 糧差・鄕約は立て替え金の取り立てが捗らないと、しばしば縣に訴訟を起こすことになったし、一方

それは通常の場合、 の領域とは、 の行為が徴税事業と一體化し、その過程の中に內包されるという側面のあることが看取されたのである。その意味で訴訟 爲となって現れた。どちらも訴訟を梃子にした、抬墊に伴う行政上の事柄の問題解決が企圖されており、このような訴訟 納税者の方は土地登記の變更を行わせて納税義務者を確定することで、金錢取り立ての被害に遭うのを兒れようとする行 説納者も富裕な者が意外と多く目立つことが知られ、 行政上の行爲に及ぶまで廣汎な範圍をカバーするものであった。 糧差・鄕約の方は縣衙門の助力を得て、立て替え金の囘收に努めようとする行爲となって現れたし、 自分に理がある場合にはやはり訴訟に打って出ていたのであった。

にあって、 容易とは思われないが、 て檢討を行うことが求められるだろう。事實、本稿は國家財政の問題・基層社會の問題にはほとんど言及できなかった。 なければならない。そのためには巴縣檔案についても、本稿で見た同治朝のみに止まらず、時代の範圍を乾隆朝まで遡っ 稅の課徵を契機とした徵稅額の急增は、それまでの徵稅機構のあり方に轉換を迫らずには措かなかったであろう。 本稿は抬墊について訴訟との關係に絞って論じてきたが、今後に殘された課題はなお多い。 抬墊の仕組みやその擔い手も同樣に再編を遂げた筈である。それが如何なるものであったのかが、まず問われ 今後ともこうした課題に少しでも接近できるように追求を續けてゆきたい。 特に、 清末にかけての附 加

57

註

- 2 1 額が比べられ、 周健「清代中後期田賦徵收中的書差包徵」(『中國社會歷 催税義務の達成度の査定。催稅ノルマの額と實際の達成 糧差・郷約がしばしば責任を問われ
- 3 稅代行」(澤崎京子譯) B・W・リード 「清朝後期四川における收稅 一中國 ―― 社會と文化』 第一三號

第一三卷、

二〇一二年)。

- 九九八年)。Bradly W. Reed; Talons and Teeth: County
- sity Press, 2000. Clerks and Runners in the Qing Dynasty, Stanford Univer-本稿での引用は主に邦語譯に據
- 4 卷第二期、二〇一〇年)。 控制——以清代巴縣爲個案的考察」(『嘉興學院學報』 史玉華『清代州縣財政與基層社會:以巴縣爲個案的 (經濟日報出版社、二〇〇八年)、 同「賦稅與基層社會
- その他にも、 山本進「清代四川の地方行政」 一九

5

(6) これらの論著のうち本稿と關聯する部分は、行論中におテーマとするものではないが、これに言及する箇所がある。研究』、京都大學學術出版會、二○一○年)は、抬墊を録)、夫馬進「中國訴訟社會史概論」(『中國訴訟社會史の九六年、『淸代財政史研究』、汲古書院、二○○二年に收九六年、『淸代財政史研究』、汲古書院、二○○二年に收

- 五八頁。 (7) B・W・リード前掲稿、二九五頁。夫馬進前掲稿、五七ーいて必要に應じて言及する。
- (8) 以下、巴縣檔案からの引用は、檔案番號・姓名・爲事・(8) 以下、巴縣檔案の引用中に「……」とあっている。したがって、巴縣檔案の引用中に「……」とあっても、語句で表記する。なお、本稿で引用する際に附した記號年月日で表記する。なお、本稿で引用する際に附した記號に、以下、巴縣檔案からの引用は、檔案番號・姓名・爲事・

9 分年輪充催收條糧。 下忙繳半數、 分上下兩季、 四-六二五頁より轉引)。按本邑自淸康熙閒遲・熊二公均 史料引用ともに正字は用いず、俗字の「抬」字を使用する。 く「抬」字が使用されているので、本稿においても本文・ 民國 なお、 上册、 定以三鄉二十七甲、 『蘆山縣志』卷三、食貨志、 「抬塾」の表記については、巴縣檔案では例外な 限十月完清。 四川省社會科學院出版社、 名曰上忙・下忙。 又每甲設甲差一人以輔助之。其收法、 如有帶欠、 除紳衿外、糧多者卽爲該甲里長 上忙繳半數 徭役 由里長負債抬墊、 一九八四年、 (『清代四川財政 限五月完清。

> · 三戶屋房典吏親解藩庫、年淸年款。

10

頗厚。 內、 津捐、 二四頁より轉引)。 兩一錢五分、不上津捐兩款。 無著之糧、 政史料 民國 趕催掃解。 只納正耗銀一百一兩五錢。此外、尚有水冲砂壓逃亡 上册、 『邛崍縣志』卷四、 州牧霍爲棻查悉各項公田及學田共糧一百兩、 亦有民閒疲玩滯納之戶、因飭三里甲差、 每催百兩、 四川省社會科學院出版社、一九八四年、 糧稅向有尾欠、 准其抬墊四兩五錢、 賦稅志、 於是抬糧之說興、 各處皆然。 田賦考 (『清代四 而甲差獲利 邛州自同治 只納正耗 限于年 Ш

この點を特に强調している。(11) 周健前掲稿、一四一一六頁、史玉華前掲稿、一四一頁が

58

- 12 論의 計 び拙稿「清初地方官の考課制度とその變化 University Press, The District Magistrate in Late Imperial China, Columbia 考成法システム を中心にして――」(『史林』第八五卷第六號、二〇〇 砂川」(『歴史學報) 1972. 車惠媛 (清代) については、 第一七二輯、 「淸代의 행정개혁과 二〇〇一年) およ John R. ―― 考成と大 Watt;
- (13) 周詢は淸末に四川省の知縣職・知州職を務めた經歷を有

二年)を參照

花戶分認利息、

名日幇頭

仍以斗升攤算照幇。

所徴田

- る。 B・W・リード前掲稿、三〇〇-三〇一頁に旣に指摘があ(15) 知縣が概して糧差の行為を支持しがちであった點は、
- 爺各甲鄉約、凡甲內有大糧戶藐抗不納者、指名呈稟。 作主事、同治四年閏五月二○日。情、本月初四日、沐恩堂(16) 『巴縣檔案(同治朝)』No.14573、……爲抗糧不納稟懇
- (17) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14554、節里一甲民張德祥·如果屬真、情殊可惡。如果屬真、情殊可惡。如果屬真、情殊可惡。
- (18) B・W・リード前掲稿、三〇〇一三〇一頁。Reed; op.
- (20) 清末四川省の附加税の增大傾向については、山本進「清pp. 185-187.(19) B・W・リード前掲稿二九六-二九九頁。Reed; op.cit.,
- 二九○頁を參照。 一九九四年、山本進前掲書に收錄)、リード前掲稿二八八一一九九四年、山本進前掲書に收錄)、リード前掲稿二八八一代後期四川における財政改革と公局」四四-五○頁(初出代後期四川省の附加稅の增大傾向については、山本進「淸
- $\widehat{21}$ 項爲正供。然科則極輕。 面 (遇有閏之年加六萬兩)、 積百分之三十五之幅員、 萬三千餘方里、 『蜀海叢談』 制度類上、 合華里一百二十一萬六千餘方里。 其輕于他省可知 以全省一百四十餘廳州縣 田賦。清時川省田 年僅共徵丁糧銀六十八萬餘兩 賦、 共有四 心地丁一
- 糈無出。部議由川省按地丁照加一倍完納、以供支用、名(22)『蜀海叢談』制度類上、田賦。乾隆末年、白蓮教起、

津貼。

- (3) 『蜀海叢談』制度類上、田賦。咸豊末年、川省兵亂日亟。
- (4) 後出の[事例1][事例2]に擧げられた正稅額と實際 丁加派、少者一二倍、多或六七倍、名曰捐輸。

の納稅額の差から、

このように判斷したものである

- た衙役の研究としては、李氏右記稿、山本進前掲註(5)稿、(25) 以上、李榮忠「淸代巴縣衙門書吏與差役」(『歷史檔案』
- (26) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14569、懐石里糧差朱洪爲瓊照。
- | 「「「」」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」

— 59

(28) 山本進前掲註(5)稿、二四○頁。ただし、氏は一つの甲事、同治六年六月一○日。役承管廉里七甲條糧。(27) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14605、懷里散役潘玉爲稟明

とも附表の中で示されている。

五年)。伍羅氏は郷約の配置が現地の甲の事情に合わせて中國の國家による社會支配の一側面 ――」(本誌、二〇一中國の國家による社會支配の一側面 ――」(本誌、二〇一五年)、る社會經濟制度の再編」研究班口頭報告、二〇一五年)、2000年。 凌鵬「照市納租 ―― 清代巴縣地方の田租減免慣習につ(29) 凌鵬「照市納租 ―― 清代巴縣地方の田租減免慣習につ

- 柔軟に行われた點を特に强調している。
- 為治墊無着稟懇究追事、同治六年二月二八日。『巴縣檔案『巴縣檔案(同治朝)』No. 14593、正里九十甲鄉約顏恒發謙・甲差楊福爲藐抗墊縣懇喚究追事、同治九年四月一八日。『巴縣檔案(同治朝)』No. 14618、正里四八甲鄉約朋懐

(同治朝)』No. 14618、

(正里) 九十 (祥里) 九十各甲

同治八年一〇月六日。

周玉山爲抬墊抗逼叩賞喚追事、

- (31) 巴縣檔案を用いた郷約の研究としては、山本進前掲註(31) 巴縣檔案を用いた郷約の研究としては、山本進前掲註
- (32) 筆者のこうした理解は、Prasensit Duara; Culture, Power, and the State: Rural North China, 1900-1942. Stanford University Press, 1988. 王福明譯『文化・權力與國家:一九〇〇一一九四二年的華北農村』(江蘇人民出版社、二〇〇八年)が郷約を、官府と郷里をつなぐ仲介者と見なした見解に近い。
- (3) 『巴縣檔案(同治朝)』No.14595、節里九甲熊三泰·陳治順爲稟懇作主事、同治六年五月一二日。便蟻等算收墊項。出順爲稟懇作主事、同治六年五月一二日。便蟻等算收墊項。
- 迫無奈、抬銀墊上、各戶納票審呈。蟻續四處淸査、始將各為抗糧不納騙墊叩究事、同治六年三月八日。害蟻被催、逼(34)『巴縣檔案(同治朝)』No.14595、鄉約熊三泰・陳治順

名訪確、投塵理討。

- (35) 同前註(15)。
- 稿、五八頁。 稿、五八頁。 名・W・リード前掲稿、二九五-二九六頁、夫馬進前掲
- た(三頁)とする指摘を念頭に置いている。 斯う餘裕がないために、包攬(徴稅請負)に委ねられてい 對し納稅者の多くは、往復の路費・衙門との交渉費などを 納稅者)のみに許された「特權」であり(四頁)、これに (37) 周健前揭稿參照。ここでは自封投櫃とは、富裕者(高額
- 等と表現されるケースがある(後出の[事例1])。にする(恃富藐批)」「富を恃み侮り抵抗する(恃富藐抗)」(紹) 巴縣檔案の中でも、滯納者の行為が「富を恃み批示を蔑(
- (39) B・W・リード前掲稿、二九六-三〇一頁。Reed; op. cit., pp. 184 187.

60

- 40 陳壽山墊掃囘鄉 並李王氏應納節里各甲條糧全數、 項廽批躭延、于五月二十八日返渝投房、 江書院生息赴省、 歴年托書代完條糧。今四月、書因申解帖課・並採訪・及錦 免患事、同治六年六月二八日。書隣戚李王氏、 『巴縣檔案 (同治朝)』 只冀五月初閒卽歸上納、 No. 863 共計貮兩壹錢、 禮房吏書金煥章爲繳狠 清査册簿、 旋因在省守候各 孀居子幼, 悉被甲約 書本已
- 兩不少。 勸書同李王氏再給路貲錢五千。殊伊藉搕心堅、勒要銀四十 例、除應納正數外、每糧按月幇給息銀參分、壽山不允。旁(4) 同右。書卽托人向伊言明誤納情由、認照向年甲約抬糧老

因引售支引艮、例笺例分。重本刊、共民合五兩五菱。 世末報拾肆兩陸錢貳分。又照向章每兩月息參分、合算計兩 日正糧、共貳兩壹錢、算該上納津貼銀貳兩肆錢貳分・捐輸 日正糧、共貳兩壹錢、算該上納津貼銀貳兩肆錢貳分・捐輸 以下,秉公具覆核奪。書遵查煥章代納李王氏各戶 日本報、共貳兩壹錢、分、內書店嘉言爲違批查算 (2)

50

- $\widehat{43}$ 44票。蟻等無奈、央周天成·李瑞興等、 三兩餘。 山於七月內、 事因蟻等在外小貿、今八月蟻等歸家上糧、 一〇月二七日。 張德□・張德興・姪張先榮……勒索懇飭領繳事、 個月應該利銀、 同右。 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14554、節里一甲民張德祥 每年應上糧銀三錢七分、 據稟已悉、卽令金煥章照算繳還、 蟻等允給。 將蟻等糧銀抬上。蟻等清理。薰山稱伊抬上銀 蟻等弟兄與姪係屬四房、分居多年。 捌錢捌分。連本利、 伊尤要蟻等給銀四十八兩、 蟻等共以張四合册名上納無異 共銀拾伍兩伍錢 認還伊銀七兩 不料、 以淸帳項 鄉約張薰 同治三年 薫山
- (46) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14554、……張德祥・張德山·《46)『巴縣檔案(同治朝)』No. 14554、……張德祥・張德山·《45) 同前註(17)。

仍勒要銀四十餘兩、

捎票不給

(48) B・W・リード前掲稿、二九六頁。 票懇撤喚訊事、同治四年……一八日。 円縣檔案(同治朝)』No.14554、郷約張薫山爲藐塌翻

第四章、抵押權關係)。 三パーセントであった(『調査川省民事習慣第一次報告書』 四川省において當時、典當商から貸借した場合の利子率は 四川省において當時、典當商から貸借した場合の利子率は

49

られていたとする。

「は、正稅(濫糧)および津貼・捐輸分の支拂い義務が課せた、正稅(濫糧)および津貼・捐輸分の支拂い義務が課せているのに、所有者が逐電したために徴收が不可能になっているのに、所有者が逐電したれば、縣の臺帳に土地登記され

亦數百兩。悉由糧差賠繳。 所之、其應完之銀、無從追催者。再加其應完之津捐、合計餘兩、少亦數十兩。濫糧者、卽是有糧無田之人、逃亡不知

『蜀海叢談』制度類上、田賦。

又各邑皆有濫糧、

(52) 『蜀海叢談』制度類上、田賦。謂之抬墊。以後糧差則向批)書かれている。 徳祥も郷約の張薰山の稟狀の中に富裕であると(恃富藐(51) 税糧だけで一兩を超える李王氏は富裕者と言えるし、張

— 61 —

- 本戶加數倍索還。有墊銀一兩、還至十兩者。
- (5)) 同右。 (5)) B・W・リード前掲稿、二九二-二九三頁。
- (55) (54) 同 同 右。
- 四頁を参照。 税の納付を促すことがある。史玉華前掲稿、一四二-一四代の納付を促すことがある。史玉華前掲稿、一四二-一四(56) 郷約の仕事の一つに、縣衙門への土地賣買の屆け出と契
- 催省纍事、同治三年冬月一二日。職於本年四……方秉愼名(57)『巴縣檔案(同治朝)』No. 14563、……升爲□勢抬糧飭

催、 出 下 直里一甲鄉約宋永興來家囂隳、 職遵卽疊向原中何增鎰理說、 糧銀陸錢玖分、 略 以省職纍 抗不撥册完糧。 智里三甲黃授書戶口內撥出柒錢零零玖毫。 糧壹兩肆錢玖分陸釐玖毫、 是鄉約旣不力催撥册完糧、 理合縷陳、 廉里九甲黃紹亭戶口撥出糧壹錢零陸釐肆 職前具稟。 懇請嚴懲郷約・原中、 匿不謀面、 突任意辱凌。職聞不勝駭異 批 係在直 徒向無產家、 着原中理令撥糧息訟。 置若罔聞。 勒赴方秉愼力 恣行肆閙。 \Box

- 詞不遵……倂飭。 情、姑條簽差查明、飭令……册完糧息事。一面據實稟覆、情、姑條簽差查明、飭令……册完糧息事。一面據實稟覆、理、……約宋永興無所適從、仍向該職催納……稟、恐有隱(多) 同右。……買爾業、因何……該原中何增鎰、何以匿不管
- 討。伊子徐文鍾·次媳徐鄭氏催伊佃戶鄧玉順完納。 數、比追抬墊、代納掃數。各票審呈。今役執票往二志家收數、比追抬墊、代納掃數。各票審呈。今役執票往二志家收率生正糧銀四錢二分外、有捐輸等項、前任金主示期全完掃 納害墊叩喚完追事、同治八年七月六日。又徐二志名下應納
- 跌臥地。
 (6) 同右。役卽至玉順處理問、支吾不保、膽敢逞兇、將役杻
- (61) 同前註(36)。
- 62 致無從催科、 戶張大順等、 E]縣檔案 爲挪墊無着稟懇查喚事、 延待掃數之期、 抗糧不納。 (同治朝)』No. 14533、 糧差及約均素不知大順等住址 仍渺無着。 同治二年二月九日。 約迫無奈、 里 +甲 鄕 挪銀墊 治約盧 有花

7、各戶糧票審呈。

徳・余永福・陳世育・王三才・劉伯先・陳世榮・劉國補・于祿・劉勤先・黃殿安・張尙林・陳世元・鄒東山・張天り。被稟、張大順・冉興發・胡占元・徐大貴・張世福・陳なお、訴訟狀で被告に名を列ねている滯納者は以下の通

同右。候簽喚訊追。

倫立・楊鈴

63

64 討無措。 聞。 ……錄叩喚究事、同治二年五月二〇日。 巴縣檔案 張主卸篆簽銷、 今沐仁恩榮任、 (同治朝)』 顯係伊等居心貌抗。 迫不得已、 No. 14533、仁里十 稟懇摘喚、 餘糧戶仍復置若罔 挪墊之銀 ·甲鄉約盧大統 訊究追 帳主催

立は、註(3)の楊鈐・魏立德と同一人物であると考えてお郷東山・王三才・魏立德。なお、訴狀には誤記が多いし、被稟、劉勤先・楊鈐・張天德・陳世元・陳世榮・黄殿安・ 一被稟、劉勤先・楊鈐・張天徳・陳世元・陳世榮・黄殿安・ 一

同右。候簽差催繳。如違、帶案訊追。

65

66 品 內糧戶許正順·史仕品等屢次抗糧不納 差楊福爲墊納虛懸懇喚究追事、同治九年二月二八日。 このときの被告名は以下の通り。被稟、 『巴縣檔案 劉廷輔 疊向催討、 ·劉延彥 · 劉有亭 · 李大貴 · 李蔭南 (同治朝)』No. 14618、 支吾拖懸、 以致墊款無着。 正里鄉約朋 害約等連年抬墊完 許 Œ 順 懐 謝開揚 史仕

 \mathbb{H} 中・陳玉亭・胡開武・雲峯寺・黃合順・吳正淸。 華・齊國華・周 ・李國松・陳禮・甘燦益・袁心廣・李良灝・楊紹林・李 恒太・羅心濤・萬裕陞・江天成・熊級聖・張爺會・ ?明徳・周雙和・張順興・觀音岩 籣 元

68 $\widehat{67}$ 同右。 候簽差催納、 倘敢抗延稟覆、

72

- 武 長 なく、不明としなければならない。 る人名がかなりあるが、これについては、筆者にも成案が 甘燦益・尹宗祥。なお、 熊級聖・籣元榜・周明徳・觀音岩會・吳正淸・伍紹息・李 このときの被告名は以下の通り。被稟、 |・雲峯寺・長遠會・黃合順・李良灝・張爺會・陳德謙・ |華・雷甘中・齊延略・齊國華・彭效英・陳玉亭・胡開 ·甲差楊福爲藐抗墊懸懇喚究追事、 『巴縣檔案 (同治朝)』No. 14618、 註(66)と比べると、新たに登場す 正里四八甲鄉約朋懷 同治九年四月一八日。 周雙合・鄭東山
- 69 獲張大順等數人、算還約錢、 ……錄叩喚究事、 巴縣檔案 (同治朝)』No. 14533、仁里十甲鄉約盧大統 同治二年五月二○日。飭差□處淸訪 揭去糧票。
- $\widehat{70}$ ないが、その理由も筆者に成案はなく、 約協仝甲差往鄕簽催。許正順·張順興·劉爾益等遵簽完納 謙・甲差楊福爲藐抗墊懸懇喚究追事、 ただし、このうち劉爾益は註(66)の被告名に名前が見え 巴縣檔案 (同治朝)』No.14618、正里四八甲鄉約朋懷 同治九年四月一八日 不明としなければ

稟懇賞准、

簽喚德順到案、

飭現契約赴房、

將糧撥明免

 $\widehat{71}$ 『巴縣檔案 同治六年四月九日。蟻祖輩業、 (同治朝)』 No. 14592 瞿和 順 載條糧壹錢七分 爲騙糧貽纍訴

- 分歸蟻上納。興隆以及會衆均未撥册、 錢壹分、抱出叔父陳興隆歸佔。蟻業經族派糧二分、 歸派不給。 道光年閒、 祖輩將業捨半禹王廟、 拖年久遠、 其餘
- 稟喚押。 漢・余立山・藍恒春等領呑、騙糧不上。去歳、甲差楊超呈 同右。茲纍三年、 知駭、 前後用錢多千、不稟添喚飭撥、 邀集軒三理論、 蟻將派納錢文交給會衆牛軒三· 恃衆推卸、 欺樸不保。 業少糧存、 白
- 73 不將糧册撥清、惟捨約旣已註明、 同右。據稟稱該民人祖輩已將業捨半與禹王廟、 着卽憑會衆、 理令撥糧上 何以當時

— 63

- 75 74 致恒發稟蟻册名李朝祿・李卿位・李國林之名、 墊納。本年、鄉約顏恒發等催收、德順施奸、認給不給、 十三契、 簽喚究事、同治六年四月一二日。因蟻與族陸續將分業摘賣 同右。蟻知駭、 『巴縣檔案 德順爲慣。去歲、鄕約理催、德順認上不上、鄕約 與汪德順。殊德順買業後、 (同治朝)』No. 14593、李坤山爲抗糧貽害 投團向德順催上不保。 不完條糧。 簽差往喚。 害蟻與伊上 以 吅
- 同右。 このケースでは、 (約の行うべき業務に相當する 候於顏恒發原簽內添喚汪德順查訊察奪 土地賣買の屆け出と契税の納入という、

 $\widehat{77}$ 76

 $\widehat{78}$ 同前註(7)。

された。 「請願」「嘆願」という用語が多用されていることに氣附か そのような目で見直したとき、 B・W・リード前掲稿に、

80 いた。 う官僚や官府を被告とする形式面から定義附けがなされて 約を對象とした訴訟についても、こうした行政訴訟の概念 上の行政訴訟の概念を提出し、そこでは、「民告官」とい の研究』、京都大學學術出版會、二〇一一年)は、中國史 烈婦の顯彰と擧人の身分を例に ――」(『中國訴訟社會史 伍躍「近世中國における行政訴訟の一齣 氏は今囘、 本誌掲載の前掲註(29)論稿において、

> が 常てはまるとされている。

持ったところに特に力點を置いて論じたものである。 訟の行為が、 て局外に立つ結果になったのである。本稿はこのような訴 彼らが直接訴訟の原告・被告の當事者となり、官府は却っ に屬していながら、糧差・鄕約の請負に委ねられたために、 と考えている。 (本稿四二頁)、こうした訴訟のあり方に特色を帶びさせた 筆者は糧差・郷約の業務が請負の形態を取ったことが 行政上の事業を促進させるだけの推進力を つまり納税について言えば、行政上の事柄

THE RELATIONSHIP BETWEEN CONTRACT TAX COLLECTION AND LAWSUITS IN THE VILLAGE AREA OF BA COUNTY IN THE LAST YEARS OF THE QING ERA, WITH A SPECIAL FOCUS ON *TAIDIAN* 抬墊

Ono Tatsuya

In the Qing era, taxes were paid in principle with zifengtougui 自封投櫃, that is to say, a taxpayer himself was obligated to go to the county government office and throw his taxes into the gui 櫃 (tax box) set up there. But, in reality, contract tax collection was widespread, and tax collection depended to a remarkable extent on these contracts. Furthermore, in Ba county in the last years of the Qing era, there was another tax collection system called the taidian 抬墊 that played an important role in the tax collecting service. In this system a liangchai 糧差 (tax runner) and xiangyue 鄕約 (local assistant) paid the unpaid tax on behalf of taxpayer after the tax payment period was over and the gui had been taken away. This paper is an attempt to examine taidian by focusing on the processes of the system in relation to lawsuits as the author bases his argument on legal documents that he has discovered in the Ba County archive. The following conclusion was reached.

In the case of *taidian*, when the *liangchai* and *xiangyue* failed to collect repayment from the taxpayer, they frequently filed a suit with the county court against him. On the other hand, many of the taxpayers were wealthy, and they also filed suits when they felt they were in the right. This is seen in the fact that the *liangchai* and *xiangyue* acted to collect the payment from taxpayers with help of the local government and taxpayers acted to evade loses from collection by changing land registrations and re-determinations of tax obligations. Both sides intended to solve administrative problems concerning the *taidian* with lawsuits. This confirms that such lawsuits were an integral aspect of the tax collection service and included in the tax collection process. In this sense, the scope of these lawsuits widely encompassed administrative activities.